

## 規制シート(様式)

190198900830001

平成28年12月19日

規制の名称	貨物自動車運送事業に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	自動車局貨物課 課長 加藤進
規制目的	貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送事業法に関連する措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。		
規制内容の概要	一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。また、貨物軽自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣へ届出を行う必要がある。 また、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に対して、輸送の安全が確保されないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者が、貨物自動車運送事業法や貨物自動車運送事業法に基づく命令に違反する場合には、事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	貨物自動車運送事業における輸送の安全を確保するためには、不適正な事業者の排除が必要不可欠であり、引き続き貨物自動車運送事業法により一定の規制を設ける必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

190198900830001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について(平成15年2月14日国自貨第77号、国土交通省自動車交通局長通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>行政手続法第5条第1項の規定に基づき、貨物自動車運送事業法に関する審査基準を定めたもの。</p>